

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化

提案団体

長岡市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。

具体的な支障事例

現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。

1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益

交付要綱が1本化されていないために交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更があっても交付額に反映できない。

2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益

交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。

⇒上記1)、2)の詳細について別添「参考資料」参照

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1) 交付要綱が1本化することで利用しやすく、法人にも有利になり、幼稚園等の認定こども園への移行に弾みがつく。

2) 幼稚園等が認定こども園に移行しやすくなることにより、3歳未満児の受け皿が増加し、待機児童の解消に寄与する。

根拠法令等

(保育所等整備交付金)

児童福祉法第56条の4の3

保育所等整備交付金交付要綱

(認定こども園施設整備交付金)

認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、石狩市、福島県、柏市、神奈川県、三条市、長野県、各務原市、瑞穂市、浜松市、滋賀県、八尾市、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、大分市、沖縄県

○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要が生じるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。

○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。複数の交付金を併存させるのであれば、少なくとも省庁間で交付申請スケジュールや様式の統一化を図るべきである。また、6月下旬に内示が出るのでは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出せるようスケジュールを見直すべきである。

○幼保連携型認定こども園の整備については、平成27年度より、厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」および文科省所管の「認定こども園施設整備交付金」により交付されることとなったが、前者は市町村への直接補助、後者は県を通じた間接補助となっており、整備補助が一元化されておらず、交付事務が煩雑となっている。平成28年度においては、保育所部分について「安心こども基金」を追加交付することにより交付事務の改善を図ることとされたが、幼稚園部分については「安心こども基金」の追加交付がされないため、本県においては交付を一元化できていない。

○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附帯工事について大型遊具や築山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何度も手直しを願うということがあった。

○幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度開始により法的に単一の施設となったにもかかわらず、施設整備に係る交付要綱が統一されておらず、保育園部分と幼稚園部分それぞれ手続きを行わなければならない事務が煩雑となっている。また、幼稚園部分の「認定こども園施設整備交付金交付要綱」が4月に、保育所部分の「子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」が6月と、異なる時期に示されたことから、それぞれの補助内示日が異なる場合には、遅い内示日以降に工事に着手する必要があるため、法人による施設整備スケジュールに多大な影響が生じることとなる。

○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を待つて事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に開きがあるため、早急に工事を進める必要がある際も、着手が遅くなってしまう。

○2重窓口により、情報伝達の遅さや、事務の煩雑化を招いている。事業を計画しても、なかなか前に進まないことが多い。

○事業費を面積按分しているが、各室の用途変更により、按分率が変わり、結果として片方の内示額を満たすことができない等の支障が生じている。

○現在、保育所等整備交付金を利用して幼保連携型認定こども園の増築工事を計画しているが、一体施設における保育園部分と幼稚園部分の区別が困難で、補助額の概算算定が難しい状況であることから、事業計画等に支障がある。また、待機児童対策の一助として積極的な取り組みをしている事業者の事業推進加速度を鈍化させている。施設整備交付金を1本化することにより、事業者にもわかりやすい制度となり、事業の促進につながるものとする。

○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要が生じるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。

○本県においても窓口が二重になり、二重の手続きとなって苦慮している。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

285

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。
一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。
単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化を求める。

具体的な支障事例

交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにもかかわらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。
一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにもかかわらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。

《参考》

保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助

幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

平成28年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないこと、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)を行うことを求める。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3

保育所等整備交付金交付要綱

認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、郡山市、茨城県、柏市、神奈川県、長岡市、浜松市、鳥取県、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、愛媛県、宇和島市、高知県、北九州市、大分市

○平成 28 年度の交付金に係る協議から、協議書様式が統一され、事務負担の軽減が図られたところであるが、同一の施設整備について2つの申請等を行わなければならないことに変わりは無く、また、供用部分について幼稚園部分と保育所部分の定員数等により按分して交付申請額を算定しなければならないことなど、依然として都道府県及び市町村において非効率な事務が生じていることから、所管の一元化（例えば、内閣府への一元化）を行うことを求める。

○幼保連携型認定こども園を新設する場合は、単一施設であるとして、中核市は認可し、その整備に補助を活用する場合、保育所部分は、厚生労働省、幼稚園部分は文部科学省に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請にあたり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うなど、分かりにくい仕組みとなっている。

○単一認可施設である「幼保連携型認定こども園」を「保育所部分」と「幼稚園部分」とに無理矢理に分け、それぞれの補助制度により事務を行うことは、事務が繁雑になるほか、省庁縦割りの従来の考え方によるもので、幼保連携型認定こども園の制度創設の目的に反する。

○所管が分かれていることにより、補助対象内外で疑義が生じた場合、それぞれに確認する必要が生じるなど事務が煩雑化している。また、保育園部分と幼稚園部分の共通する部分の施設整備については、それぞれの定員で按分することとされており、所要額調査時点で検討していた定員を変更した形で整備を行った場合、交付金の額に反映できないケースも想定される。

○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計 3 つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。

○提案県と同様、二重の事務が発生しており、施設整備を行う園、市町、県において事務が煩雑化している。また、28 年度の当県分の保育所等整備交付金対象事業については、保育所分は安心こども基金で措置され、小規模保育事業分については交付金事業として措置されており、より複雑な手続きが必要となっている。

○認定こども園施設整備交付金要綱によると、特殊附帯工事について大型遊具や築山を認めるが、保育部分の安心こども基金や保育所等整備交付金はこれを認めないため、対象経費の算出が複雑化し、事業者、市町村に何度か手直しを願うということがあった。また、安心こども基金の要綱の発出の遅れにより、教育部分の内示はあったが工事に着手できない状態が発生していた。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業における長時間開所加算の要件緩和について

提案団体

兵庫県、川西市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算について、平日5時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和

具体的な支障事例

【現状】

平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ(以下「育成クラブ」)の入所が「小学生」まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児童育成事業の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間開所加算については、1日6時間を超え、かつ18時を超える時間が要件とされている。

【支障事例】

本県の育成クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の8割を閉めている一方、約60%のクラブが18時から19時に閉所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあっていないと思われる。

※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間開所加算は60箇所で約6.7%としか活用できていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県の育成クラブのうち、46%が5時間以上開設していること、上記から5時間開設すると17時から19時まで開設すれば加算が当たることから、延長するインセンティブになり、児童の安全・安心な居場所づくりが促進される。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業「放課後児童支援員等処遇改善等事業」補助要綱 4 実施方法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

柏市、長野市、宇部市、久留米市、八女市、徳島県

○本市の放課後児童クラブのうち、91%が平日に5時間以上開設しており、要件が緩和されれば加算に当たることから、更に、土曜日の開館時間を延長するインセンティブになり、児童の安全・安心な居場所づくりが促進される。

○本県の放課後児童クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の5割を占めている一方、6割

のクラブが 18 時から 19 時に閉所する。そのため、1 日 6 時間を超えて閉所時間を延長する長時間開所加算の要件を満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実と合っていないと思われる。※本県の放課後児童クラブ 151 箇所のうち、長時間開所加算は 54 箇所です約 35%しか活用できていない。

○当市の学童保育の開所時間は、13時30分～19時までの5時間30分のため、現行の規定では補助金の対象外となってしまいます。平日に学校が終わる時間を考えると、一日の開所時間は5時間～5時間30分が一般的であり、6時間という規定は現実的ではないと思われる。

○本市の学童保育クラブは、平日 14 時に開所し、18 時 30 分から 19 時に閉所します。そのため、1 日 6 時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができません。

○本市の学童保育所においても、平日は最大で6時間までの開所しかしておらず、6時間を超えていないため該当しない。時間の緩和を希望する。

○本市の放課後放クラブは、平日は 13 時に開所し延長保育が 19 時までとなっている。そのため、1 日 6 時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を満たすことができない。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

242

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止

提案団体

関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすること。

具体的な支障事例

災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされている。

気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応し、被災者のニーズに迅速に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。

また、災害救助の実務上、大規模な災害が発生するたびに特別基準が必要となっており、その協議に時間を要している。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。

根拠法令等

災害救助法施行令第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県

○被災地の地域性や災害の種類に応じた必要な救助を迅速に実施するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきであるため。